

徳島県告示第四百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十八年六月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
<p>阿波市阿波町中長峰五三二番一、五三三番、五三四番、五八二番一及び五八三番三</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第二号</p>
<p>同 五八四番五並びに東長峰二一番一、三四四番一、三四四番一、三四五番一及び三四五番四</p>	<p>政令第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号</p>
<p>同 医王寺一七〇番、一七三番一から一七三番五まで、一七四番四、一七四番五、一七五番一から一七五番五まで、一七六番一、一七六番二、一七六番四、一七八番一、一七八番二及び二二八番一</p>	<p>政令第十三条の二第一号</p>
<p>同 市場町山野上字大西四一番一から四一番五まで</p>	<p>政令第十三条の二第一号</p>
<p>板野郡北島町太郎八須字宮ノ本一番一</p>	<p>政令第十三条の二第一号</p>